

別表1 (第3関係)

事業の対象となる農業機器	
I	<p>生産コスト低減に資するスマート農業機器等</p> <p>1 実施要領第9の成果目標の達成に直接必要となる(1)から(10)までのスマート農業機器等であって、事業対象者にとり過剰投資とならないものであること。</p> <p>(1) ロボットトラクター(本体に取り付けるアタッチメントを含む)</p> <p>(2) 自動操舵システム ア GNSS技術を用いた製品 イ 可変施肥関連技術</p> <p>(3) トラクター(自動操舵機能付き)(本体に取り付けるアタッチメントを含む)</p> <p>(4) 高性能田植機 ア 直進アシスト機能付き イ 可変施肥機能付き ウ 苗量アシスト機能付き</p> <p>(5) リモコン草刈機</p> <p>(6) 高性能コンバイン ア 収量等センサ付き イ 直線アシスト機能・収量等センサ付き</p> <p>(7) アシストスーツ</p> <p>(8) 農業用ドローン ア 農業用ドローン本体 イ リモートセンシング用ドローン</p> <p>(9) 水管理システム</p> <p>(10) その他農産関係 ア 運搬ロボット イ 収穫ロボット ウ ロボット防除機 エ スプレーヤー オ ボート カ 乾燥機(AIを搭載されたものに限る)</p> <p>2 1のスマート農業機器等については、農林水産省の農業新技術_製品・サービス集(令和4年11月30日時点版)を参照されたい。 (https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/products.html)</p>
II	<p>スマート農業機器以外で生産コスト低減に資する農業機器</p> <p>実施要領第9の成果目標の達成に直接必要となる(1)から(7)までの機器であって、事業対象者にとり過剰投資とならないものであること。</p> <p>(1) ブームスプレーヤー</p> <p>(2) マニュアルプレッダー</p> <p>(3) スピードスプレーヤー</p> <p>(4) 乗用野菜移植機</p> <p>(5) 乗用野菜収穫機</p> <p>(6) 乗用管理機</p> <p>(7) WCS米用収穫機</p>